

最先端研究開発戦略的強化費補助金交付要綱

平成 22 年 6 月 22 日
文部科学大臣決定

(通則)

第 1 条 最先端研究開発戦略的強化費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に対し、独立行政法人日本学術振興会法（平成 14 年法律第 159 号）第 15 条第 1 号及び第 3 号に基づき振興会が行う業務に要する経費として補助し、振興会が行う業務の円滑な推進を図り、もって我が国の中長期的な国際競争力の強化等を目指す「最先端研究開発支援プログラム」を加速・強化するとともに、若手・女性研究者が活躍する研究基盤等を強化することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等とは振興会とし、法第 2 条第 6 項に規定する間接補助事業者等とは第 4 条第 1 項第 1 号の規定により振興会から補助金の交付を受けた機関とする。

(交付の対象及び補助金の額)

第 4 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を対象に補助金を交付するものとする。

一 振興会が行う業務で次に掲げるもの。

(イ) 最先端研究開発支援プログラムの加速・強化のための助成：最先端研究開発支援プログラムの対象として総合科学技術会議で決定された中心研究者・研究課題について、①総合科学技術会議の方針のもと研究開発を一層加速・強化するため、又は②プログラム全般及び研究内容を広く公開するため、総合科学技術会議が別に選定した者に対する助成。

(ロ) 頭脳循環を促す世界水準の研究設備の整備のための助成：研究ポテンシャルが高い研究拠点において、最先端の研究成果の創出が期待できる設備を整備するとともに運用に必要な支援を行うため、大臣が別に選定した者に対する助成。

(ハ) 頭脳循環を活性化する海外への若手研究者派遣のための業務：国際的な頭脳循環の活性化を図るため、優れた国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を支援するための業務。

二 振興会が行う前号に係る審査・交付等業務で次に掲げるもの。（以下「審査・交付等事業」という。）

(イ) 間接補助事業者等への補助金の交付等に関する事業。

(ロ) 前号ハの業務に係る公募、審査、採択に関する事業。

2 補助対象となる経費は、補助事業に要する経費のうち補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は予算の範囲内で定額とする。

(交付の申請)

第5条 振興会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書（様式1）を大臣に提出しなければならない。

2 振興会は、第4条第1項第1号ハに規定する業務について、前項の交付申請書を提出するに当たっては、あらかじめ事業計画書（様式2）を大臣に提出し、承認を得なければならない。

3 振興会は、第1項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(交付の決定等)

第6条 大臣は、第4条第1項第1号に規定する業務について、補助金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額等」という。）を定め、振興会に対し、あらかじめ交付予定額等を通知するものとする。

2 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、速やかにその決定の内容を振興会に交付決定通知書（様式3）をもって通知するものとする。

3 大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第3項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

4 大臣は、第2項の交付の決定に際し、必要な条件を附することができる。

5 振興会は、補助金の交付を受けたときは、交付された補助金（審査・交付等事業を除く。）の額に相当する金額を速やかに間接補助事業者等に交付しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 振興会は、前条の通知を受けた場合において、その通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、その通知を受けた日から15

日以内に申請を取り下げることができる。

- 2 振興会は、前項の取下げをしようとするときは、交付申請取下げ書（様式4）にそれぞれ参考となる書類を添え、大臣に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（経費の効率的使用等）

第8条 振興会は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また、支払いを行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更等）

第9条 振興会は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式5）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、軽微な変更として、補助事業の目的を変えないで、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成をより効率的にする場合はこの限りではない。

- 2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。
- 3 振興会は、補助金の交付の決定後、間接補助事業者等より当該決定に係る補助金申請の取下げがあったときは、申請取下げ報告書（様式6）を速やかに大臣に提出し、その指示に従わなければならない。
- 4 振興会は、補助金の交付の決定後、間接補助事業者等に対し当該交付の決定の全部又は一部について取消しを行った場合及び当該取消しに係る部分に関し、補助金の返還をさせた場合においては、その内容並びに加算金及び延滞金に関する事項について、交付決定取消報告書（様式7）又は補助金返還報告書（様式8）を速やかに提出し、補助金並びに加算金及び延滞金に関する大臣の指示に従わなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 振興会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式9）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

（事業遅延の届出）

第11条 振興会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式10）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第12条 振興会は、補助金の適正な執行を図るため必要があるときには、助成した事業の実施状況等について間接補助事業者等から報告を徴し、又は実地に調査するものとし、その結果を大臣に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 振興会は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の6月30日（廃止の承認を受けたときは、そのときから1ヶ月以内）までに、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合には、補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月30日までに、実績報告書（様式11）を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 振興会は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費の額又は補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額を交付すべき補助金の額として確定し、振興会に確定通知書（様式12）により通知するものとする。

- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付できない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で算出した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 振興会は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式13）を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第4項の規定は前項に基づく補助金の返還を命ずる場合において準用する。

(交付決定の取消等)

第 16 条 大臣は、第 10 条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第 6 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 振興会が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 振興会が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 振興会が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適當な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第 17 条 振興会は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用に努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産のうち、施行令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

- 2 法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 振興会は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときには、申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 4 大臣は、振興会が前項の取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(補助金の経理)

第 19 条 振興会は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、そ

の収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(報告の公表)

第20条 大臣は、第12条、第13条第1項の報告の全部又は一部を公表することができる。

(補助金交付の際附すべき条件)

第21条 振興会は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第5条から前条までの規定に準ずる条件を附さなければならない。

(その他)

第22条 この要綱及び「最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針」(平成22年4月27日総合科学技術会議)に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、その都度大臣が定めるものとする。

附 則

この交付要綱は、平成22年6月22日から施行し、平成22年度予算から適用する。